

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月5日
【会社名】	住友ゴム工業株式会社
【英訳名】	Sumitomo Rubber Industries, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 育嗣
【本店の所在の場所】	神戸市中央区脇浜町3丁目6番9号
【電話番号】	078-265-3000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 河野 隆志
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区脇浜町3丁目6番9号
【電話番号】	078-265-3000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 河野 隆志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成27年11月5日の取締役会において、当社の特定子会社かつ完全子会社であるダンロップグッドイヤータイヤ株式会社との間で、当社を存続会社、ダンロップグッドイヤータイヤ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1. 特定子会社の異動に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)

#### (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : ダンロップグッドイヤータイヤ株式会社  
住所 : 江東区豊洲3丁目3番3号  
代表者の氏名 : 代表取締役社長 恩賀 賢治  
資本金 : 1,080百万円(平成26年12月31日現在)  
事業の内容 : 国内新車用タイヤ等の販売

#### (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 21,600個

異動後 : - 個(吸収合併により消滅)

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 100.0%

異動後 : - %(吸収合併により消滅)

#### (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社が、当社の特定子会社であるダンロップグッドイヤータイヤ株式会社を吸収合併することにより、消滅するためであります。

異動の年月日 : 平成28年1月1日(予定)

### 2. 吸収合併に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告)

#### (1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : ダンロップグッドイヤータイヤ株式会社  
本店の所在地 : 江東区豊洲3丁目3番3号  
代表者の氏名 : 代表取締役社長 恩賀 賢治  
資本金の額 : 1,080百万円(平成26年12月31日現在)  
純資産の額 : 10,432百万円(平成26年12月31日現在)  
総資産の額 : 32,842百万円(平成26年12月31日現在)  
事業の内容 : 国内新車用タイヤ等の販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
売上高(百万円)	81,238	79,528	85,868
営業利益(百万円)	11,201	9,417	12,446
経常利益(百万円)	11,380	10,055	12,880
当期純利益(百万円)	6,740	6,237	7,993

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合  
住友ゴム工業株式会社 100.0%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

相手会社は、当社の100%出資の連結子会社であり、当社より役員の派遣を行っております。また、相手会社は当社よりタイヤの仕入を行っております。

(2) 当該吸収合併の目的

当社グループにおいて、ダンロップグッドイヤータイヤ株式会社は、国内新車用タイヤ等の販売を行っておりますが、経営資源の集中による一層の経営の効率化と業務運営態勢の更なる充実を図るため、吸収合併することといたしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他吸収合併契約の内容

当該吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式によるものとし、ダンロップグッドイヤータイヤ株式会社は解散いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

ダンロップグッドイヤータイヤ株式会社は当社の完全子会社であるため、本合併による株式、金銭その他の財産の交付は行いません。

その他の吸収合併契約の内容

当社及びダンロップグッドイヤータイヤ株式会社が平成27年11月5日に締結した合併契約書は、「(6) 合併契約書」のとおりであります。

(4) 当該吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : 住友ゴム工業株式会社

本店の所在地 : 神戸市中央区脇浜町3丁目6番9号

代表者の氏名 : 代表取締役社長 池田 育嗣

資本金の額 : 42,658百万円(平成26年12月31日現在)

純資産の額 : 250,978百万円(平成26年12月31日現在)

総資産の額 : 677,750百万円(平成26年12月31日現在)

事業の内容 : タイヤ等の製造及び販売

## (6) 合併契約書

合併契約書の内容は次のとおりであります。

### 合併契約書（写）

住友ゴム工業株式会社(以下、甲という。)およびダンロップグッドイヤータイヤ株式会社(以下、乙という。)とは、次のとおり合併契約を締結する。

#### 第1条(合併の方法)

甲および乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として、吸収合併する。

#### 第2条(当事者の商号および住所)

本件合併の吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は、以下のとおりである。

吸収合併存続会社：

(甲) 商号 住友ゴム工業株式会社  
住所 神戸市中央区脇浜町三丁目6番9号

吸収合併消滅会社：

(乙) 商号 ダンロップグッドイヤータイヤ株式会社  
住所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

#### 第3条(合併に際して交付する株式その他対価の交付等)

甲は、乙の発行済株式の全部を保有しているため、合併による吸収合併消滅会社の株主に対する株式その他の対価の交付は行わず、乙の資本金および準備金の額は増加しない。

#### 第4条(合併交付金)

甲は合併に際し、甲乙のいずれの株主に対しても合併交付金を支払わない。

#### 第5条(合併期日)

合併の効力発生日(以下、合併期日という。)は、2016年1月1日とする。ただし、合併手続きの進行に応じ、必要あるときは甲乙協議して会社法第790条第1項に基づきこれを変更することができる。

#### 第6条(簡易合併・略式合併)

- (1) 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の特別決議による承認を経ずして本件合併を行う。
- (2) 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の特別決議による承認を経ずして本件合併を行う。

#### 第7条(会社財産の承継)

乙は、その作成による2015年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、これに合併期日までの増減を加除した一切の資産および負債ならびに権利義務を合併期日に甲に承継する。

#### 第8条(会社財産についての善管注意義務)

甲と乙は、本契約締結後、合併期日に至るまで、善良な管理者の注意義務をもって、各自の業務を遂行し、自己の資産を運用・運営し、資産、債務、権利または義務に重大な影響を及ぼす事項については、甲乙の協議によってのみ実行するものとする。

#### 第9条(従業員)

甲は、乙の従業員を合併期日において、甲の従業員として引き継ぐものとし、その具体的事項については甲乙協議のうえ実行するものとする。

#### 第10条(合併契約の変更および解除)

本契約締結の日から合併期日に至る間において、天災地変その他の事情により、甲乙の資産または経営状態に重大な変更を生じたときもしくはそれらに隠れた重大な瑕疵が発見されたときその他甲乙が必要と認めるときには、甲乙協議のうえ合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条(契約の効力)

本契約は、甲乙の取締役会の決議を得たときにその効力を生ずる。ただし、法令に定められた関係官庁の許認可または承認が得られなかったときに効力を失う。

第12条(協議事項)

本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2015年11月5日

甲 神戸市中央区脇浜町三丁目6番9号  
住友ゴム工業株式会社  
代表取締役社長 池田育嗣

乙 東京都江東区豊洲三丁目3番3号  
ダンロップグッドイヤータイヤ株式会社  
代表取締役社長 恩賀賢治

以上